

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十三年十月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成 22 年度・平成 23 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 189 機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課

下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成 23 年 5 月 16 日～平成 23 年 8 月 2 日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	学事課	平成 22 年度に 56 の学校法人と「就学支援金等事務処理業務委託」(執行済額 26,914 千円)の単価契約を締結したが、全ての請求書に埼玉県財務規則で定める「検査済」の表示がないまま、支出したのは不適切であった。
総務部	特別徴収対策課	平成 22 年度の契約事務において、以下の点が不適切であった。 1 「個人住民税市町村表彰受賞市町村の長と知事との意見交換会掲載契約」(1,600 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していた。 2 「デジタルファクシミリ複合機複写サービス契約」について、長期継続契約(5 年間)かつ単価契約(執行予定額 793,800 円)で締結した。 契約期間全体の執行予定額が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
危機管理防災部	消防防災課	平成 22 年度の「少年消防クラブ員手帳及び員章購入契約」(813,250 円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 2 契約金額が 50 万円以上であるにもかかわらず、請書を徴取していなかった。
福祉部	障害者自立支援課	平成 22 年度の「視覚障害者移動支援事業従事者養成研修事業業務委託契約」(275,000 円)について、委託料の

		<p>実績金額（257,480円）が当初の契約金額から変更となった。</p> <p>変更契約を締結すべきところ、変更契約を行わず当初の契約金額と異なる金額を支出したことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成22年度の「患者さんのための3つの宣言実践医療機関登録事業委託契約」（2,645,820円）について、仕様の一部である「登録病院意識調査」の対象数を変更した。（1,000から100医療機関）</p> <p>仕様を変更したにもかかわらず、見積書を再徴取しないまま契約を締結したことは不適切であった。</p>
都市整備部	市街地整備課	<p>平成22年度に長3封筒（120mm×235mm、10,000枚 61,950円）と角2封筒（240mm×332mm、4,000枚 73,920円）の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で10万円を超える契約にもかかわらず、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
下水道局	下水道管理課	<p>平成22年度の資金前渡の事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見学資料代を資金前渡したが、支払いが直ちに完了しなかったことから現金出納簿を作成すべきところ、作成していなかった。また、実際に支払いを行う職員を資金前渡担当者に指定すべきところ、他の職員を指定していた。 2 交際費について、支払後に残金が発生したが、必要な手続きを行わずに繰越されていた。また、預金利子が発生していたにもかかわらず、1か月以上払い込みされていなかった。
人事委員会事務局	任用審査課	<p>平成22年度の「平成23年度版職員募集パンフレット及び同ポスターデザイン・版下作成業務委託契約」について、提案競技方式で実施した。第1次選考では投票を実施し、合計得点数の上位6作品を選定した。</p> <p>第2次選考では、人事委員会事務局職員の協議により選定したが、協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠け不適切であった。</p>

教育局	生涯学習 文化財課	<p>平成22年度に埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムのサーバー一式を購入(1,333,500円)した。</p> <p>取得価格が100万円以上の重要備品であり、重要物品等カードを作成するとともに、会計管理者に重要物品の取得を報告すべきところ、これらの事務手続きを行わなかったことは不適切であった。</p>
-----	--------------	---